

## 歯牙欠損見舞金の支給基準について

このことについては、令和3年3月1日付け日ス振学災第76号により取り扱ってきたところですが、このたび、同取扱いを廃止し、新たに、下記のとおり取扱いを定める。  
なお、この取扱いは、令和4年4月1日から適用する。

### 記

#### 1 支給の趣旨

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「施行令」という。）第3条第1項第2号、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年文部科学省令第51号。以下「省令」という。）第21条及び第23条に規定する障害に関し、3歯以上（切（門）歯部については欠損補綴（有床義歯、架工義歯）の適応症である歯牙が2歯の場合を含む。）に対し歯科補綴を加えたものについては障害見舞金の対象となっているが、1歯欠損の場合は対象とならない。歯牙の欠損は、1歯であっても、発音、摂食、審美において影響を及ぼすことに鑑み、障害見舞金の対象とならない1歯の歯牙の欠損について、現金給付として歯牙欠損見舞金を支給する。

#### 2 支給を行う場合

令和3年4月1日以降に発生した災害において、災害共済給付契約に係る児童生徒等の学校の管理下（以下「学校の管理下」という。）における児童生徒等の負傷により、1歯以上を欠損した場合（障害見舞金の対象となるものを除く。）を対象とする。

なお、ここでいう「欠損」とは、「永久歯が根から全部取れてなくなったもの（喪失歯であり、治療過程で抜歯したものも含む。）」をいい、「破折」は含まない。また、「障害見舞金の対象となるもの」とは、「当該負傷により、歯牙障害にかかる障害見舞金が支給される場合」をいい、この場合において、歯牙欠損見舞金の支給は行わない。

#### 3 支給額

歯牙欠損見舞金の支給額は、1歯につき80,000円とする。

#### 4 支払請求及び審査

##### (1) 歯牙欠損見舞金の支払請求

歯牙欠損見舞金の支給は、学校・保育所等の設置者が、別記様式第1「歯牙欠損見舞金支払請求書」に災害報告書<sup>※</sup>、別記様式第2「歯牙欠損報告書」、別記様式第3「歯牙欠損診断書」及びその他請求に必要な書類を添付し、支払請求を行う。

※ 医療費の請求がある場合は、災害報告書（写し）を添付することとする。

(2) 支払請求に対する審査

上記（1）の提出書類によりセンターが審査し、歯牙欠損見舞金の支給決定を行う。

5 支給決定に対する支払通知

歯牙欠損見舞金の支給は、施行令第4条第5項に規定する者を経由して保護者等に支払い、当該経由者に対しては歯牙欠損見舞金についての別記様式第4「歯牙欠損見舞金支払通知書」を送付する。

6 給付原簿の整備

歯牙欠損見舞金を支給した場合、センターは、別記様式第5「歯牙欠損見舞金給付原簿」を備え、所要の事項を記載して整理する。

7 保護者等への支払完了の報告

設置者は、保護者等への歯牙欠損見舞金の支払いが完了した場合において、別記様式第6「歯牙欠損見舞金支払済報告書」を提出する。

8 支払請求等に係る留意点

(1) 欠損補綴歯（欠損補綴を加えたもの）の脱落等は、欠損した歯数に算入しない。

(2) 欠損歯が過剰歯である場合も、欠損した歯数に算入して差し支えない。

(3) 欠損歯が乳歯である場合は、欠損した歯数に算入しない。

（後継永久歯が無い乳歯である場合は、欠損した歯数に算入する。）

(4) 学校の管理下の災害により脱落した歯牙を再植した場合（再植歯）は、欠損した歯数に算入しない。

なお、再植歯牙が歯根吸収等により無事故的に脱落したものである場合は、その脱落が、当初の負傷についての医療費の支給開始後10年以内であるときは、その脱落に対する医療費及びその結果として欠損したときは、歯牙欠損見舞金のいずれも支給の対象とする。

9 時効の取扱い

歯牙欠損見舞金に係る時効については、災害共済給付と同様に取り扱う。

歯牙欠損見舞金を受ける権利は、その支給事由が生じた日から2年間行わないときは、時効により消滅する。時効は、傷病が治った日の属する月の翌月10日の翌日から起算するものとする。なお、傷病が治った日と、症状の固定した日が一致しない場合にあつては、症状の固定した日の属する月の翌月の10日の翌日を起算日とする。